

患者団体との協働に関するガイドライン

日本製薬工業協会

(2013. 1. 16 策定、2013. 4. 1 実施)

(2017. 2. 22 改定、2017. 4. 1 実施)

(2017. 9. 25 改定、2018. 4. 1 実施)

製薬企業の使命は、優れた医薬品を開発・供給することにより、世界の人々の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与することです。このためには、患者さんの求めるニーズや悩みを理解することが必要となっており、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会が増えてきました。

会員会社は、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重します。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努めます。このため、「患者団体との協働に関するガイドライン」を下記のとおり策定しました。患者団体と協働する会員会社は、本ガイドラインを参考に自社の患者団体との協働に関する指針を策定し、自社において協働するための行動指針とします。

記

1. 相互理解

会員会社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

会員会社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

会員会社は、患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

会員会社は、患者団体に提供している金銭的支援等について、「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面による合意

会員会社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等については、その目的・内容等について書面による合意を交わし、記録を残します。

6. 製品の広告・宣伝の禁止

会員会社は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

7. 影響力行使の禁止

会員会社は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物の内容、発言等に影響力を行使することを行いません。

8. 資金源の多様性の推奨

会員会社は、単独の支援者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

9. 適正な支援

会員会社は、患者団体に対する支援にあたっては、華美・過大とならないよう努めます。また、患者団体の行う会合等については、その目的に相応しい会場および開催地とするなど、適正に支援を行います。

【用語解説】

患者団体：

本ガイドラインでいう患者団体とは、「患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体」をいいます。但し、法人格の有無、設立形態は問いません。

金銭的支援等：

寄付金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼および患者団体への労務提供を指します。「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」公開対象を参照ください。

患者団体との協働：

製薬企業と患者団体が、対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲とします。